

評議員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人自動車リサイクル促進センター（以下「本財団」という。）定款第17条の規定に基づき、本財団の評議員の報酬の支給の基準について定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程に定める費用とは、評議員が任務遂行にあたって負担した交通費、宿泊費等をいう。

(報酬の額)

第3条 評議員には、審議に係る対価としての報酬及び費用を支給することができる。
2 報酬の額は、別表に示す額とし、評議員会にて決議する。

(報酬の支払方法及び支払日)

第4条 報酬の支払日は、賃金規則第4条及び第5条を準用する。
2 所得税、社会保険料その他法令等により徴収すべき金額は控除して支給する。

(実施に関し必要な事項)

第5条 この規程の実施に関し必要な事項は、代表理事が別に定める。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会が決議する。

附則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成30年6月28日から施行する。

(適用)

第2条 この規程の規定は、平成30年6月28日開催の定時評議員会において評議員に選任された者から適用する。

平成30年6月28日 制定・施行

別表

評議員の報酬額

項目	議長	議長以外
会議出席	45,000 円/日	30,000 円/日
書面審議	15,000 円/回	